○符号分割多元接続方式携帯無線通信、 の無線設備の技術的条件を定める件(平成十七年総務省告示第千二百九十九号)の一部を改正する告示案 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

#### (略)

改

正

案

- 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、 不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使決を使用する場合にあっては基地局が使用する周波数の電装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電表機帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信式機帯無線通信とは時分割・符号分割多重方容値を、それぞれ適用する。
- 度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置を超え二、一七○ 朏 以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速七四九・九 朏 を超え一、八七九・九 朏 以下又は一、九二○ 朏以下、一、四二七・九 朏 を超え一、五一○・九 朏 以下、一、川 八一五 朏 を超え八九○ 朏以下、九○○ 朏 を超え九六○ 朏

### / 基地局の送信装置

(略)	周波数
(略)	不要発射の強度の許容値

#### (略

現

行

七〇 啞以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件九 啞を超え一、八七九・九 啞以下又は一、九二〇 啞を超え二、一下、一、四二七・九 啞を超え一、五一〇・九 啞以下、一、七四九・式携帯無線通信を行う無線局であって、八一五 啞を超え八九五 啞以不得号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方

- の送信装置の送信装置の送信装置の送信装置の送信装置の送信装置の当時では一、抗二〇 ㎞を超え二、一七〇 ㎜以下の周波数の電五一〇・九 ㎜以下、一、七四九・九 ㎜を超え一、八七九・九 ㎜(1) 八一五 ㎜を超え八九五 ㎜以下、一、四二七・九 ㎜を超え一、

### ア 基地局の送信装置

(同上)	周波数
(同斗)	不要発射の強度の許容値

二·七五 GHz 从上一、○○○ 未満(一、 九一九・六川以下八八四・五川以上一、 以下) する基地局にあ っては一 用 周 波数の電波を使 する基地局 以 を除く。 MHz 以下) 波数の電波を 九二五 Mb 以下 九二〇 九一 五七 八四·五 八八四 MHz を超 MHz MHz 以以 を 以 値 である。)以下の お電力が(二)四一デシベル(一ミリ お電力が(二)四一デシベル(一ミリ 上)の三○○ 比の帯域幅における平 二五Ⅲ以下の周波数においては(二)あっては、二、○一○Ⅲ以上二、○電波を使用する無線局の無線設備に え一、八七九・九 1世以下の周波数の九 1世以下又は一、七四九・九 1世を超一、四二七・九 1世を超え一、五一〇・ における平均電力が(一)一三デシベ数帯において、任意の一 MLの帯域幅離調周波数が一二・五 ML以上の周波 五二デシベル。いずれも、一ミリワッ ル(九四五 朏を超え九六〇 トを○デシベルとする。)以下の値 WU 以下、

### イ 陸上移動局の送信装置

下 上一、九一九·六 加L 以 以 以 以	大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	一、〇〇〇 MH 以上一
の値 リワットを〇デシベルとする。)以下 ツタットを〇デシベルとする。)以下 の値	の値 の値 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	離調周波数が一二・五曜以上の周波

# 除く。) イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを

一二·五 MHz 以上(八	(恒斗)	離調周波数
(同上)	(同上)	不要発射の強度の許容値

		上移動局に限る。) 上移動局に限る。) 上移動局に限る。) 上移動局に限る。) 一二・五畳以上(九 一二・五畳以上(九 一二・五畳以上(九 一二・五畳以上(九
<ul><li>(一、四七五・九 ML以上一、五一○・おける平均電力が (二) 三七デシベル (一ミリワットを○デシベルとする。)</li><li>以下の値</li><li>以下の値</li><li>以下の値</li></ul>	- 五○ 版以上三○ 版未満の周波数帯においては、任意の一○ 版の帯域幅に以下の値 三○ 版以上八九○ 版以下を○デシベルとする。)以下の値 三○ 版以上八九○ 版以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一○○ 版表満(八六○ 版以下を除く。)の周で数帯においては、任意の一○○ 版の声域幅における平均電力が(一)三六でシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値とする。)以下の値	の値

動局に限る。) 避以下の周波数の電 一五 MLを超え八九五

く。) の周波数帯においては、任意の 三·八四 MI以下の周波数帯においては、 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシ MLの帯域幅における平均電力が 七九・ 以下の ルとする。)以下の値 上 MHz 以下、 以下の周波数帯においては 四七五・九、肚以上一、五一〇・九 周波数帯においては、 MHz MHz 匹 六○デシベル (一ミリワットを kHz を超え二、 の帯域幅における平均電力が 一四・九 MHz 兀 九 四 六〇デシベ MHz 六〇デシベル 九 周波数帯においては  $\sigma$ ルとする。) ルとする。 ルとする。) MHz MHz ーデシベル の帯域幅における平均電力 の帯域幅における平均電力 九 五. 以下、 を超え二、 域幅における平均電力 MHz 以 上 MHz 八四四 IJ MHz ル Ŀ 七 〇 MHz 以下及び二 以下の値 (一ミリワット • 九 以下の値 (一ミリワット (一ミリワット 任意の三・ WHz 以 下の値 八四·五 九 八七九・九 MH2 以下を除 以上一 、任意の 、任意の 九・六 任意の MHz

k	二、二五〇出を超え	離調周波数	ア基地局の送信装置	チップ又は毎秒三・六八六用し、拡散符号速度が一の3) 一、九二〇HZを超え二、(m)	)	る陸上移動局に限	波数の電波を使用す	一七〇 妣 以下の周	九二〇朏を超え二、一二・五朏以上(一、	局に が の た が が に が に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	一二· 五 Hz 以上
六凪以下を除く。)の周波数帯におい(一、八八四・五凪以上一、九一九・一、○○四以上一二・七五品未満	(略)	不要発射の強度の許容値	衣置	チップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガー、九二〇MIを超え二、一七〇MI以下の周波数の電波を使(m)					(略)	(略) (略) (略)	(各) ○デシベルとする。)以下の値
Ø :	二、二五〇比を超え	離調周波数	ア(同上)	(3)(2		陸上移動局に限る。)	数の電波を使用する	一七〇 妣 以下の周波	九二〇टを超え二、一二・五匠以上(一、	一 る波七九以え	
(同上)	(同上)	不要発射の強度の許容値							(同上)	(同上) (同上) (同上) (同上)	(司上)

ワットを○デシベルとする。)以下の値均電力が(一)一三デシベル(一ミリては、任意の一 ㎞の帯域幅における平

注 意の三〇〇 にあっては、任意の三○○ Mの帯域幅における平均電力が 下の値であること。 (一) 四一デシベル (一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であること。 以下の周波数の電波を使用する場合にあ 五. 八八四 · 五 MHz 以上一 kHz の帯域幅における平均電力が MHz 以上一、 九 ただし (一ミリワットを○デシベルとする。) 五. 七 九一九・六川以下の周波数帯 MHz 九二〇mを超え一 以下の周波数帯に つては 兀 おい デシ 九二五 て任

リワットを○デシベルとする。)以下

均電力が(

匹

ーデシベル(一ミ

MI 以下の周波数帯においては

kHz

帯域幅における平

八八四·五

MHz

以上一

九

九

イ 陸上移動局の送信装置

する場合 送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信名 隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬

イ (同上)

(ア) (同上)

A (同上)

六頁

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、二五〇kHz を超	任意の一、〇〇〇㎞の帯域幅における
え、同時に送信され	平均電力が(一)一三デシベル以下の
る隣接しない二若し	値
くは三の搬送波又は	
隣接する二の搬送波	
及びこれらと隣接し	
ない一の搬送波のう	
ち最も低い搬送波の	
周波数と最も高い搬	
送波の周波数の差	
(単位 Mz) と三・五	
の積の周波数以下	
同時に送信される隣	1 九 ㎏以上一五○ ㎏ 未満
接しない二若しくは	任意の一朏の帯域幅における平
三の搬送波又は隣接	均電力が(一)三六デシベル以下の
する二の搬送波及び	值
これらと隣接しない	2 一五○朏以上三○朏未満
一の搬送波のうち最	$\bigcirc$
も低い搬送波の周波	平均電力が(二)三六デシベル以下
数と最も高い搬送波	の値
の周波数の差(単位	3 三○MI以上一、○○○MI未満
MLと三・五の積の	→ ○ kHz
周波数を超えるもの	る平均電力が(一)三六デシベル以
	下の値
	4 一、〇〇〇 ILL 以上一二·七五 ILL 未

		1
同時に送信される隣 芸の搬送波又は隣接 三の搬送波のうち最 も低い搬送波のうち最 も低い搬送波のうち最 を最も高い搬送波及び の周波数の差(単位 の周波数を超えるもの	数以下 数以下 数以下 数以下 数以下 数以下 数以下 数以下	離調周波数
1 九 HI 以上 五 C HI 未満 任意の一 Hz の帯域幅における 下の値	値 物電力が(一) に が電力が(一) に がし、一、九一九・六にし、一、九一九・六にし、一、八 に が電力が(一) に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	(同上) 不要発射の強度の許容値

以下の値

・大田以下を除く。)

・大田以下を除く。)

満(一、八八四・五田以上一、九一

注

る。)については適用しない。 おらず、かつ、その周波数帯幅が五 ML未満のものに限帯において当該二の搬送波以外の搬送波が送信されて2 隣接しない二の搬送波の間の周波数帯(当該周波数

平均電力が(一) 波数帯にあつては、任意の三〇〇畑の帯域幅における 帯域幅における平均電力が ベルとする。) MHz 八八四·五 Mi 以上一、 を超え一 %合にあ MI以下の周波数帯に つては、 以下の値であること。 四一デシベル 九二五 MHz 以下の お 九 一九・六 MHz (一ミリワットを○デ 1 四 て任意の三〇〇 兀 周波数の電波を使 五. ーデシベ ただし、 MHz 以上 以下の周 ル

注1 (同上)

2

(同上)

ベル以下の値 任意の一、○○○ Hz の帯域幅に 任意の一、○○○ Hz の帯域幅に 九一九・六 Mz 以下を除く。)

ル以下の値

八頁

### 

## B 隣接する二の搬送波を同時に送信する場合

以下の値	
ける平均電力が(二)三〇デシベル	
任意の一、〇〇〇、朏の帯域幅にお	
九・六 凪以下を除く。)	
八八四·五 MI 以上一、	
4 一、○○○ ML以上一二·七五 HL未	
下の値	
る平均電力が(一)三六デシベル以	
任意の一〇〇 朏の帯域幅におけ	
3 三○胍以上一、○○○胍未満	
の値	
平均電力が(一)三六デシベル以下	
任意の一〇 朏の帯域幅における	
2 一五○㎞以上三○胍未満	
値	
均電力が(二)三六デシベル以下の	
任意の一朏の帯域幅における平	るもの
1 九 씺以上一五○ 妣 未満	九・三七五 MLを超え
(略)	(略)
不要発射の強度の許容値	離調周波数

までの差の周波数とする。 の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間

### B (同上)

				の 九・三七五 凪 を超えるも	(恒斗)	離調周波数
- デシベル以下の値	4 (同上)	3 (同上)	2 (同上)	1 (同上)	(同上)	不要発射の強度の許容値

の差の周波数とする。周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端まで活を開設をは、隣接する二の搬送波の周波数の中間の注を開調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の

2 用する場合にあつては、一、 ミリワットを○デシベルとする。) の帯域幅における平均電力が シベルとする。)以下の値であること。ただし、 平均電力が(二)四一デシベ 波数帯にあつては、 |○||||を超え一、九二五|||||以下の周波数の電波を使 五・七 凪 以下の周波数帯において任意の三〇〇 八八四·五 MHz 以 上 任意の三〇〇 八八四·五州以上一、 ル 九 (一ミリワットを○デ kHzの帯域幅における 九・六 以下の値であるこ 四一デシベル MHz 以下の周 kHz 九

С 隣接する三の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一二・五 Mz を超える	1 九、比以上一五○、比未満
もの	任意の一版の帯域幅における平
	均電力が(二)三六デシベル(一ミ
	リワットを○デシベルとする。) 以下
	の値
	2 一五○㎏以上三○炾未満
	任意の一〇 朏の帯域幅における
	平均電力が(一)三六デシベル(一
	ミリワットを○デシベルとする。) 以
	下の値
	3 三○妣以上一、○○○妣未満
	任意の一○○㎞の帯域幅におけ
	る平均電力が(二)三六デシベル(一

(同上)

離調周波数	不要発射の強度の許容値
(恒斗)	(恒斗)
一二・五 MHz を超えるもの	1 (同上)
	2 (司上)
	3 (同上)
	4 (同上)

ミリワットを〇デシベルとする。) 以

下の値  一、〇〇〇 Hz 以上一二・七五 Hz 未 一、〇〇〇 Hz 以上一、九一	下の値
--	-----

5

八八四·五MH

以上

九一九・六州以下

における平均電力が

兀

任意の三〇〇㎞の帯域幅

デシベル

(一ミリワットを

注 までの差の周波数とする。 波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端 離調周波数は、 隣接する三の搬送波の中央となる搬送

○デシベルとする。) 以下の値

### (1)『以外の場合

拡散符号速度

離調周波数

(1)

『以外の場合

ミリワットを○デシベルとする。)以下の値であるこ

の帯域幅における平均電力が(一)

四一デシベル(一

kHz

五・七 凪以下の周波数帯において任意の三〇〇

用する場合にあつては、

八八四·五 Mi 以上一 以下の周波数の電波を使

MHzを超え一

九二五 下の 平均電力が

デシベ

ル

(一ミリワットを○デ

シベルとする。

以 兀

値であること。

毎秒一・二二

一、二五〇

kHz

を超え

(略)	値を発射の強度の許容
毎秒一・二二八八	拡散符号速度
一、二五〇畑を超え	離調周波数
(恒斗)	の許容値の許容値

																							プ	八八メガチッ
																		四Mzを超えるもの	四 MHz 以下	二、二五〇㎞を超え	二、二五〇朏以下	一、九八〇㎏を超え		一、九八〇 kHz 以下
以下の値	を○デシベルとする。) デシベル(一ミリワット	る平均電力が(一)三〇	○kkの帯域幅にお	五波については、一、〇一の周波数のごせ信意の	の周皮数のある任意の	だし、当該三百七十六波	とする。)以下の値。た	リワットを〇デシベル	(一)七一デシベル(一ミ	幅における平均電力が	おいて一〇〇㎏の帯域	周波数三百七十六波に	以下の二〇〇 妣 間隔の	五HI以上一、八八〇MHz	帯においては、一、八〇	八八〇 朏 以下の周波数	一、八〇五 ML以上一、	(略)		(略)		(略)		
																								メガチップ
																								プ
																		四畑を超えるもの	四 MHz 以下	二、二五〇㎞を超え	二、二五〇煰以下	一、九八〇㎞を超え		プ 一 一、九八〇屋以下

			プ	
一二・五 MHz を超える 八・五 MHz と超える	八・○八 MHz 五 MH 以下 (八・○八 MHz が の の MHz ・ 五 MHz を超え八・	五 MHz A MHz Mhz A MHz	O O O O KHz kHz	
(略) (略)	(略)	(略)	(各) 略)	
-				
			毎秒三・六八六四	
一二・五 MLz を超える 八・五 MLz と超え一		五 HIZ A HI	が ガチップ 二、七〇〇 kHz kHz	

A																				も <i>の</i>
*b		以下の値	を○デシベルとする。) デシベル(一ミリワット	る平均電力が(一)三〇	○○㎞の帯域幅におけ	五波については、一、〇	の周波数のうち任意の	だし、当該三百七十六波	とする。)以下の値。た	リワットを○デシベル	(二)七一デシベル(一ミ	幅における平均電力が	おいて一〇〇㎞の帯域	周波数三百七十六波に	以下の二〇〇畑間隔の	五 MHz以上一、八八〇 MHz	帯においては、一、八〇	八八○ Ⅲ 以下の周波数	八〇五 ML以上	
																				t
る 平 均 電 た お け は 、	るの任数六以一、平帯意帯畑北上、																		(同:	<i>О</i>

注 1 測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。 離調周波数は、 搬送波の周波数から不要発射の強

ミリワットを〇デシベルとする。) の帯域幅における平均電力が 平均電力が I○ MH を超え一、 五.七 する場合にあつては、一、 ベルとする。) 数帯にあつては 八四・ MI以下の周波数帯に 五. 兀 九二五川以下の周波数の電波を使 MH2 任 IJ デシ 意の三〇〇 値であること。 上 八八四·五 Mi 以上一 ル おいて任意の三〇〇 九 (一ミリワットを○デ kHz 九 以下の値であるこ 兀  $\sigma$ 帯域幅における デシベ MH2 以下の周 ル kHz 九

2 八一五 心を超え八九〇 心

基地局 無線局 次の表に定めるとおりとする。 0 種 別 MLの帯域幅における平均電力が空中離調周波数が五 MLのときの三・八四 線電力より四四・二デシベル以上低い 隣接チャネル漏えい電力の許容値

				_
する。)以下の値	を〇デシベルと	ル(一ミリワット	(一)四一デシベ	-

#### 注 同 上

2 下又は一、九二〇 朏を超え二、一七〇 朏以下の周波数の電波を使五一〇・九 朏以下、一、七四九・九 朏を超え一、八七九・九 朏以二 八一五 朏を超え八九五 朏以下、一、四二七・九 朏を超え一、 ネ 用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャ ル漏えい電力の許容値は、 次の表に定めるとおりとする。

値 中線電 MHz
-----------------

陸 上移 動 局 線電力より四九・二デシベル以上低い脳の帯域幅における平均電力が空中調周波数が一〇脳のときの三・八四で同じ。)以下の値であり、かつ、離 値又は デシベル。いずれも、一ミリワットを 値又は(二)七・二デシベル以下の値 ○デシベルとする。以下この項におい 波を使用する基地局にあっては二・八  $\mathrm{MHz}$ 略 を超え九六〇 囮 を超え八九〇  $\widehat{\phantom{a}}$ 七・二デシベ MH 以下の周波数の電 以下及び九〇〇 ル 八 五. 陸上移動

3 4 略

装置の技術的条件 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 の送信

時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。 の許容値を、 地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局 通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、 陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合

拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

(略)

除 陸上移動局の送信装置 (携帯無線通信の中継を行うも のを

> 3 4 (同上)

局 力が空中線電力より四九・二デシベル以きの三・八四 凪の帯域幅における平均電であり、かつ、離調周波数が一○ 凪のとる。以下この項において同じ。) 以下の値 の値 上低い値又は(二)七・二デシベル以下 同 上

ずれも、一ミリワットを○デシベルとす る基地局にあっては二・八デシベル。

八九五

以下の周波数の電波を使用 八一 五. MHz を 超

七 MHz

・ニデシベル

装置の技術的条件 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 0 送信

1 (同上) 三

(1)(同上)

(同上)

(同上)

十六頁

離調周波数	不要発射の強度の許容値
二·五 MHz 以上三·五 MHz	(略)
未満	
三·五 ML以上七·五 MLz	(略)
未満	
七·五版以上八·五Mbz	(略)
•	(略)
MHz 未満	
一二·五 MHz 以上	(略)
	一、〇〇〇 赋以上一二·七五 때未
	(一、八八四・五 朏以上一、九一九
	六 畑以下を除く。)の周波数帯にお
	ては、任意の一 MHz の帯域幅における
	平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリ
	ワットを○デシベルとする。)以下の値

超え一、九二五 脳以下の周波数の電波を使用する場合に置力が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルを)が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルを)が(一)四一デシベル(一ミリワットを○デシベルを)が、(一)の一が、任意の三○○区域の帯域幅における平均とする。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz 未満 以上三・	(同上)
五 Miz 未満 三・五 Miz 以上七・	(屆斗)
五 MLZ 未満 七・五 MLZ 以上八・	(匣斗)
二·五 Miz 未満 以上一	(同斗)
一二·五ML以上	(恒斗)
	(同上)
	する。)以下の値 KHz の帯域幅における平均電力が(一)四 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇

シベルとする。)以下の値であること。 る平均電力が(Ⅰ)四一デシベル(一ミリワットを○デ あつては、 下の周波数帯において任意の三〇〇kHz 八八四·五MH 以上一、 z の帯域幅におけ 九一五・七 WL以

#### ウ (略)

拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの無線局の送信装置 (略)

除く。)

陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを

	二五・○ MHz 以上	○Mz未満 一七・○Mz以上二五・	○Mz未満 一五・○Mz以上一七・	MLz 未満 HLz 以上一五・〇	ML未満 五・七五 ML以上七・〇	未満 MLZ ・七五 MLZ	離調周波数
電力が(二)三〇デシベル(一ミリワッて、任意の一 畑の帯域幅における平均六 畑以下を除く。)の周波数帯におい(一、八八四・五 凪以上一、九一九・一、〇〇〇 凪以上一二・七五 凪未満	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	不要発射の強度の許容値

ウ (同上)

(2) (同上)

除く。) 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを (同上)

	二五・○ MHz 以上	五・〇 MHz 未満	一七·〇MK以上二	七·〇 Mz 未満	一五·〇 MHz 以上一	五・〇 MHz 未満	七·〇Mz以上一	七·〇 MHz 未満	五·七五 MHz 以上	MHz 未 満	五 Mz 以上五·七五	離調周波数
(同上)	(同上)		(同上)		(同上)		(同上)		(同上)		(同上)	不要発射の強度の許容値

注 る平均電力が(Ⅰ)四一デシベル(一ミリワットを○デ 超え一、九二五 1世以下の周波数の電波を使用する場合に とする。)以下の値であること。ただし、 数帯にあつては、 シベルとする。)以下の値であること。 下の周波数帯において任意の三〇〇kHz の帯域幅におけ 電力が(一)四一デシベル 八八四·五 MI 以上一 一、八八四・五赋以上一、九一五・七赋以 任意の三〇〇 (ーミリワットを○デシベル 九一 lll の帯域幅における平均 九・六 凪以下の周波 一、九二〇mを

> デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす 以下の周波数帯において の帯域幅における平均電力が(二)四 )以下の値 任意の三〇〇

八四

五. MH2 以上

九

九 •

MHz

ウ (同上)

(3) (同上)

2 \ \ 4 (同上)

2 \( \) (3) ウ

(略) (略)

(略)

十九頁